

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

平成27年度入札制度の一部改正について

平成27年度から格付け等級区分など入札制度について、下記のとおり一部改正することとしましたので、お知らせします。

1 4月1日から平成27年度格付けで運用します【建設工事】

格付期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（年間固定）

なお、平成27年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7ヶ月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付し直します。

2 格付け等級区分が変更になります（発注基準額は変更なし）【建設工事】

土木、建築、電気、建築管、水道管及び舗装について格付を行っていますが、工事の発注予定等を踏まえて、平成27年度は格付け等級区分を次のように改正します。

なお、各工種の発注基準額については変更ありません。

【格付け等級区分】※網掛け部が変更箇所です。

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者 (*1)	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	2,000万円以上	3人以上	—
	B	700点～899点	500万円以上	—	—
	C	699点以下	—	—	—
建築	A	700点以上	6,000万円以上	3人以上	特定
	B	570点～699点	1,000万円以上	—	—
	C	569点以下	—	—	—
電気	A	700点以上	1,000万円以上	—	—
	B	699点以下	—	—	—
建築管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
水道管	A	660点以上	1,000万円以上	—	—
	B	550点～659点	300万円以上	—	—
	C	549点以下	—	—	—
舗装	A	900点以上	200万円以上	—	—
	B	899点以下	—	—	—

(*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

3 建設工事における最低制限基本価格の算出基準の変更について【建設工事】

最低制限価格の算出の基礎となる最低制限基本価格（税抜き）の算出基準を下記のとおり変更します。

(1) 変更内容

工事区分	【現行】	【変更後】
土木工事	直接工事費＋共通仮設費＋3/4×現場管理費＋3/10×一般管理費等	設計金額（税抜き）の90%
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事	直接工事費＋間接労務費＋3/4×工場管理費＋3/10×一般管理費等	設計金額（税抜き）の90%
土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事	直接工事費＋共通仮設費＋8/10×現場管理費＋3/10×一般管理費	設計金額（税抜き）の90%
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む。）	直接工事費＋共通仮設費＋3/4×現場管理費＋3/10×一般管理費等	設計金額（税抜き）の90%
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	8.2/10×（直接工事費＋現場管理費）＋共通仮設費＋3/10×一般管理費等	設計金額（税抜き）の80%

(2) 数値の取扱い

最低制限基本価格（税抜き）は、100円未満の金額は切り捨てます。

(3) 施行日

平成27年4月1日以降に公告及び指名通知を行う案件から適用し、試行します。

4 設計金額が20%超の増額となる場合の変更契約に関する基準の変更について【建設工事・建設コンサル】

(1) 変更内容

【現行】

変更後の設計金額が変更前の設計金額に比し、20%を超える増額となる場合は、改めて予定価格を設定し、請負業者から見積書を徴して、予定価格の範囲内で変更契約を締結しています。

【変更後】

下記の計算式により変更契約を締結することとし、請負業者から見積書徴取は行いません。

(計算式)

変更契約金額＝現契約金額／現設計金額×変更設計金額（千円未満切捨て）

※設計金額とは、市が積算した工事費をいいます。

(2) 施行日

平成27年4月1日以降に公告及び指名通知を行う案件から適用します。

5 契約保証金の実績免除制度の適用期間の延長について【建設工事】

現在実施している契約保証金の実績免除制度の適用期間を下記のとおり延長します。なお、対象金額については、変更ありません。(当初契約金額2,000万円以下)

【現行】平成27年3月31日まで → 【変更後】平成28年3月31日まで

6 学校校舎の耐震（建築）工事における制限付き一般競争入札の実施について【建設工事】

平成26年度同様、指名競争入札の対象となる学校校舎の耐震（建築）工事において、技術力確保の観点からその一部について、制限付き一般競争入札にて実施します。

以 上

契約課（工事担当）

TEL：0956-24-1111（内線3202～3204）

FAX：0956-25-9624

E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp